

妊婦健康診査費用助成事業のお知らせ



琴浦町では、妊婦健康診査受診票を交付し健康診査費用の助成を行っていますが、里帰り等の理由により、妊婦健康診査受診票を使っての受診が困難な妊婦さんを対象に、健康診査費用の助成（償還払い）を行います。

対象となられる方は、関係書類を添えて役場子育て応援課まで請求してください。

【対 象】

町に住所を有する妊婦さんで、助産所又は県外の医療機関で妊婦健康診査を受診され、妊婦健康診査費用を自己負担された方

【助成額】

町で交付している妊婦健康診査受診票に定める費用の範囲内

【請求方法】

出生届出以降に、町の定める請求書（様式第1号）に医療機関の発行する領収書を添付して請求します。

妊婦が町民でなくなった時又は妊婦でなくなった時は、その時点で請求します。

* 請求時に未使用の妊婦健康診査受診券をご持参ください。

【問合せ先】

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴浦町役場 子育て応援課

子育て世代包括支援センターすくすく

電 話：0858-27-1333

ファクシミリ：0858-49-0000

